

国民健康保険からのお知らせ

■保険税軽減範囲の改正

地方税法等が改正され、個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、令和3年度より国民健康保険税の負担水準に関して現行と同水準とするため、軽減判定所得基準が以下のとおり変更になります。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
330,000 円	7 割軽減
330,000 円 + (285,000 円 × 被保険者数)	5 割軽減
330,000 円 + (520,000 円 × 被保険者数)	2 割軽減



【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
430,000 円 + 100,000 円 × (給与所得者等の数 - 1)	7 割軽減
430,000 円 + (285,000 円 × 被保険者数) + 100,000 円 × (給与所得者等の数 - 1)	5 割軽減
430,000 円 + (520,000 円 × 被保険者数) + 100,000 円 × (給与所得者等の数 - 1)	2 割軽減

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得者、公的年金等の支給を受ける方をいいます。

※「被保険者数」とは、同一世帯に属する国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含みます。

◎**問い合わせ先** 保健福祉課保険係（内線 271・287）、財政課税務係（内線 216・217）

小平町高齢者グループハウス「やすらぎ荘」、「はまなす荘」の入居者を募集しています

***入居資格** 小平町に住所を有するおおむね 65 歳以上で、介護保険法に基づく要介護認定申請において「自立等」と判定された一人暮らしの方および夫婦のみの世帯で、別に定める要件を満たす方。

「やすらぎ荘」

■所在地 小平町字小平町 377 番地の 2
 ■募集室数 1 室
 ■使用料 居室使用料（月額）11,300 円
 共有室使用料
 1 人入居の場合：月額 2,000 円
 2 人入居の場合：月額 4,000 円

「はまなす荘」

■所在地 小平町字鬼鹿港町 287 番地の 1
 ■募集室数 2 室
 ■使用料 居室使用料（月額）10,100 円
 共有室使用料
 1 人入居の場合：月額 2,000 円
 2 人入居の場合：月額 4,000 円

※居室における光熱水費（電気料・上下水道料）は、各室ごとの自費負担となります。

※お申し込みが募集室数を超えた際は抽選となる場合がございますので、予めご了承ください。

◎申し込み・問い合わせ先

保健福祉課福祉係（内線 272）もしくは鬼鹿支所（☎ 57-1111）・達布支所（☎ 58-1111）